

第4回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	令和6年4月26日(金) 午後16時00分 午後16時40分
2 場 所	竹原市民館2階 第2・第3会議室
3 出席農業委員	1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、4 渡橋委員、5 赤坂委員 6 土居委員、7 石本委員
欠席農業委員	
推進委員	田中推進委員、須賀推進委員、大木推進委員、佐伯推進委員
4 説明員	松岡事務局長、南谷係長、鳥本専門員、若本主事
5 審議案件	議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第16号 農地法第4条の規定による許可を受けた土地における履行延期承認申請について 議案第17号 農用地利用集積計画の決定について 議案第18号 非農地承認申請について 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和 6 年第 4 回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、6 番土居民喜委員を指名いたします。 なお、本日の欠席は、○番 ○○委員です。 それでは、日程第 1、議案第 1 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 1 ページ、参考資料の 1 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、吉名町字大平方 4704 番 2、4704 番 4 の計 2 筆、地目はいずれも畑、面積は計 577 m²です。 申請の事由は、経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は、白菜、キャベツ、玉ねぎ、大根を作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから南へ約 700m 付近にあります。現地確認時耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」との声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」との声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 2、議案第 1 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。1 番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 2 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、竹原町字下新開 3497 番 4、3497 番 19、仮換地指定 44 街区 13-1 画地、13 - 2 画地の計 2 筆、地目はいずれも田、面積は計 170.6 m²、仮換地後の面積は計 141.61 m²です。 自己住宅の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 当該農地は、区画整理区域内にあるため、転用後も地目が宅地とならず、農地のままになっているために、転用許可が必要となるものです。 用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第 3 種農地です。 説明は以上です。

議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原市役所から北西へ約 300m 付近にあります。 現地確認時、既に建売住宅が建設されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」との声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」との声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 2 番と 3 番は関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、新庄町字木原 1774 番 1 の 1 筆、地目は田、 面積は 528 m ² です。 3 番の申請地は、新庄町字木原 1773 番・1777 番合併 1、1778 番 2 の 計 2 筆、地目はいずれも田、面積は計 1,547 m ² です。 2 番及び 3 番の農地を一体的に活用し、太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種 農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った田中推進委員から補足説明をお願いします。
田中 推進委員	申請地は、賀茂川中学校から北へ約 1,100m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」との声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」との声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 4 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 4 ページをご覧ください。 4 番の申請地は、新庄町字一野坪 1408 番 3 の 1 筆、地目は田、面積は 1,458 m²です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った田中推進委員から補足説明をお願いします。
田中 推進委員	申請地は、賀茂川中学校から北へ約 600m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」との声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」との声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 5 番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。 5 番の申請地は、仁賀町字新川西 3645 番 1 の 1 筆、地目は畑、面積は 278 m²です。 堆肥場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った宮崎委員から補足説明をお願いします。
宮崎委員	申請地は、仁賀生活改善センターから北西へ約 1,500m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」との声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。

	「異議なし」との声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 1 6 号「農地法第 4 条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 6～7 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、下野町字多沖郷 1399 番 1 の 1 筆、地目は田、面積は 644 m²です。 土壌改良の用途で利用することに伴い、令和 5 年 9 月 29 日付け指令竹農委第 4-5-6 号で許可を受けた土地について、雨が多くて材料の確保がうまくいかなかったことに伴い、工事計画の履行期限を令和 6 年 3 月 31 日までから令和 6 年 6 月 30 日までに延期するものです。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」との声あり。
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」との声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、日程第 4、議案第 1 7 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ、参考資料の 8 ページをご覧ください。 本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計 2,166.69 m²，対象人員は、貸し手が 2 人、借り手が 1 人と 1 団体です。 内容につきましては、参考資料 8 ページのとおりとなっております。 本議案が可決の場合、令和 6 年 5 月 1 日付けで、公告いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」との声あり。
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」との声あり。

議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第 5、議案第 18 号「非農地証明申請について」を議題といたします。1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ、参考資料の 9 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、忠海町字柿ノ木 540 番 1、540 番 4 の計 2 筆、地目はいずれも畑、面積は計 286 m²です。 昭和 58 年頃に相続した申請者の亡父は福山市に居住していたため、管理ができておらず、現在山林状態になっています。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。
佐伯 推進委員	申請地は忠海学園から南東へ約 700m 付近にあります。 現地確認時、既に山林状態になっていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」との声あり。
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」との声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に、2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ、参考資料の 1 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、吉名町大平方 4643 番 1 の 1 筆、地目は田、面積は 691 m²です。 塩水が入ってくるため水稻ができなくなり、現在山林状態になっています。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は吉名地域交流センターから南へ約 700m 付近にあります。 現地確認時、既に山林状態になっていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」との声あり。

議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」との声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 続きまして、日程第6、報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の7ページ、参考資料の10～17ページをご覧ください。 令和6年3月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は13件、筆数は田30筆、畑66筆の計96筆、 面積は40,249.5㎡の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の10～17ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	(一般報告や協議事項等)
議 長	以上をもちまして、令和6年第4回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年4月26日

議 長 祐本 征武

署名委員 土居 民喜